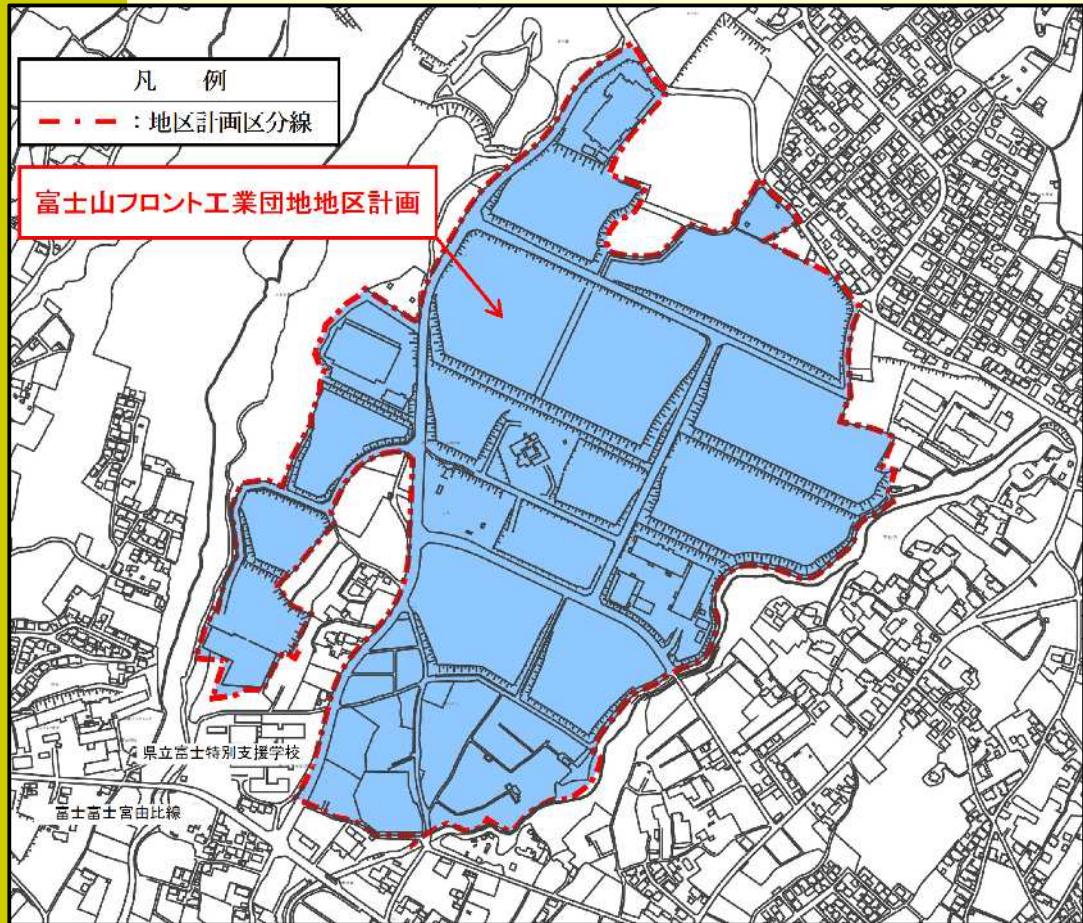


# 富士山フロント工業団地 地区

富士山フロント工業団地地区において、周辺の自然環境との調和・共生に留意しながら、  
『岳南広域都市計画富士山フロント工業団地地区計画』が定められています。



## 地区計画の内容

地域用途	市街化調整区域
建築物の用途制限	<p>次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>ア 富士市企業立地促進条例第2条第1号に規定する事業所  イ 本地区計画区域内で生産され、又は製造された物品のみを販売する2階以下の店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が500m<sup>2</sup>を超えないもの  ウ 児童福祉法 第39条第1項に規定する保育所その他これに類するもの  エ 公衆便所、あづまや、防災倉庫  オ 国又は地方公共団体が設置するもの  カ 電気事業法による電気事業、ガス事業法によるガス事業、水道又は電気通信の用に供するもの  キ 前各号の建築物に附属するもの</p>
高さ制限	<p>次に掲げるとおり高さの最高限度を設けることとする。</p> <p>ア 建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。  イ 建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは算入しない。  ※ その他これらに類する建築物の屋上部分とは、昇降機の乗降ロビー、時計塔、高架水槽、キューピクル等の電気設備機器、クーリングタワー等の空調設備機器等をいう。</p>
面積積地	建築物の敷地面積は、3,000平方メートル以上でなければならない。 ただし、第3条のア～キの用途の建築物(アの建築物を除く。)の敷地に関してはこの限りではない。
建蔽率	建築物の建蔽率は、10分の6(建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては、10分の7)以下でなければならない。
容積率	建築物の容積率は、10分の20以下でなければならない。
位壁位置面	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線又は隣地境界線から1.0m以上離さなければいけない。
形の態制・限意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋根、壁等の形状又は色彩は周囲の環境や景観と調和した落ち着きのあるものとする。</li> <li>屋外広告物は、周囲の景観に調和した色彩、形状、意匠、規模とする。</li> <li>屋上広告物は設置してはならない。</li> <li>広告塔の高さは10mを超えてはならない。</li> </ol>
緑化率	緑化率の最低限度は3%とする。
かかの制・限さ	道路に面するかき又はさくの構造は、高さが0.7mを超えるコンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造以外のものとする。ただし、周囲の環境や景観と調和した門柱及び門袖については、この限りでない。

■ 「地区整備計画」・「建築条例」で定めている事項

■ 「地区整備計画」で定めている事項